

2013.10.25

3. 社会福祉士が駆使する「ソーシャルワーク技術」

こうした被後見人等の方との話し合いに社会福祉士は「ソーシャルワーク（もしくは相談援助）技術」というものを駆使しています。こういった技術は社会福祉士の資格取得までの専門教育だけでなく、専門職として働く中でも日々学習を重ねながら習得していきます。障がいや疾患の特性に応じたコミュニケーション方法を前提に、どのように会話を展開し、どのような希望や生活上の援助を必要とするのかを見極める技術です。心理カウンセリングなどの技術も用いられていますので、「傾聴、受容、共感」といった話す相手との信頼関係を構築するところから始まり、質問や説明などをどのタイミングで行うのかなど、多くの訓練を通じて身につけていきます。

一朝一夕には技術が身につくから、本当に日々学習を重ねるしか無いのですが、これら技術はあくまでも「利用者の自己決定を尊重」するために駆使されるものです。ですから、成年後見人としての「意思尊重」はまさに社会福祉士にとっての重要な職務となり、当事務所でも弁護士とともに身上監護を職務として行う根拠にもなっています。

4. 社会福祉サービス利用と意思の尊重

また、被後見人が高齢者であれば介護保険制度、障がい者であれば障害者総合支援法に基づく福祉サービスなどを受けられる事も多く、また様々な社会福祉制度を利用されています。こうした社会福祉制度や福祉サービスは種類も多く、また手続きもなかなかわかりにくいものです。本来、社会福祉に関わる専門職はこうした制度や手続きをサポートする職務も担っており、当事務所においても社会福祉士が後見人の担当者として弁護士と共に検討や支援を行っています。

しかし、ここでまず大切なことは、被後見人がどこでどのように暮らしたいのか、という「本人の意思の尊重」です。本当に被後見人が望んでいるものなのか、希望していないのであれば希望するものを後見人が一緒に探していくことが求められます。在宅や施設、病院など被後見人が過ごす場所は様々ですが、法律や制度が増えたことでサービスの質も量も千差万別となっています。その中から、本当に被後見人にとって最も良い暮らしをするために本人の意思尊重を大前提に社会福祉サービスを見極め、対応することが後見人に求められるということになります。

つまり、後見人は法的な手続き等への精通はもちろんですが、同じように社会福祉への精通も求められることとなります。岡山県では当事務所だけでなく、司法職と福祉職が協働で後見人を行うスタイルが普及してきていますから、「本人の意思尊重」に基づいた生活上の様々な支援を多面的に行うことが可能といえるでしょう。

司法と福祉の協働には更なる発展が望まれていますから、今後も当事務所での弁護士と社会福祉士協働を進めていきたいと思えます。

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町 5-6（岡山市勤労者福祉センター 2F）

TEL(086) 231-1141 FAX(086) 803-3677

ホームページ <http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail info@okayama-public-lo.jp

・津山支所…〒708-0062 岡山県津山市京町 73-2 丹沢ビル 2 階 TEL：0868-31-0035 FAX：0868-31-0036
 ・岡山大学内支所…〒700-8530 岡山市北区津島中 3 丁目 1-1（岡山大学文化科学系 総合研究棟 1 階） TEL：086-898-1123 FAX：086-898-1124
 ・玉野支所…〒706-0002 岡山県玉野市築港 1 丁目 17 番 5 号 サニーセブンビル 202 TEL：0863-33-6113 FAX：0863-33-6115

岡パブログ <http://okapub.blog136.fc2.com/>



CONTENTS 目次

- 日本初の後見専門弁護士誕生！..... P1
- 社会福祉士による身上監護とは..... P3

日本初の後見専門弁護士誕生！

弁護士 にし お ふみ え
西尾 史恵

1. はじめに

弁護士業務と言えば、テレビドラマに出てくるような民事事件や刑事事件などの華やかな訴訟活動を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか？また、法廷には立たなくても、企業問題を取扱う企業法務や国際裁判や国際契約など取扱う渉外法務も人気があります。

ところが、平成25年4月、私は、岡山パブリック法律事務所の後見専門弁護士に就任しました。

後見専門弁護士というのは、岡山ではもちろん全国的にもめずらしい試みですが、岡山パブリック法律事務所では、なぜ弁護士が、後見事件の専門家として業務に専従しなければならないのでしょうか？また、後見専門弁護士は、どのような業務を行っているのでしょうか？



2. 岡山パブリック法律事務所の役割

岡山でも、弁護士は急増しておりますし、テレビやインターネット等の情報も多くありますので、以前に比べると、市民の方は弁護士を利用しやすくなったと言えるでしょう。

ところが、高齢者の年金を、知人が「管理」と称して使い込んでいる事をケアマネさんが発見した場合、高齢者が同居している息子から殴る蹴るの暴力を受けていると地域包括支援センターに情報が入った場合、身寄りがいない高齢者の金銭管理や施設入所契約をしたい場合等、支援者や関係職員は、自分のことではないいわば「他人のこと」をどこに相談すれば良いのでしょうか？

法律相談料すら支払えない人を紹介しても良いだろうか？法律事務所までいけない高齢者等のために出張相談をお願いすることは申し訳ない…法的トラブルを発見しても、支援者や関係者が弁護士に頼むことを躊躇する原因はたくさんあります。



残念ながら、弁護士に依頼するということは敷居が高いと言われても仕方がないのが現状です。

岡山パブリック法律事務所には、福祉サービスの専門家である社会福祉士（平成25年10月時点で4名）が所属しています。

岡山パブリック法律事務所は平成16年に設立しました。設立当初から、後見事件を積極的に受任し、また申立ての相談援助を行ってきました。

ここ数年までは、弁護士が法律相談で受任するケース、他の関係団体との協力体制のもと受任となるケースが主流でしたが、平成23年頃から、岡山パブリック法律事務所では、社会福祉士が中心となって高齢者・障がい者の相談窓口となり、月に5～10件の後見等事件を受任するに至っており、平成25年9月時点では、約300件の後見等事件を受任しております。

3. 後見専門弁護士の役割

後見業務は、主に財産管理と身上監護に分かれます。岡山パブリック法律事務所では、財産管理面を弁護士、身上監護面を社会福祉士、後見事務を事務局が担ってきました。

高齢者・障がい者をめぐる問題は、肉体的・経済的な虐待をはじめ急を要する場合や、法律事務所まで移動することが困難な方も多くいらっしゃいます。また、ご本人の容態も急変したり、周辺事情の問題が突発的に発生することが多々あります。

そうすると、弁護士が、訴訟業務の片手間に後見業務をするのでは、対応が間に合わない状況が発生してきたので、平成25年4月、私は、後見業務を専門とするようになりました。

そのため、私は、弁護士でありながら、裁判所に行くことはごく稀で、朝から晩まで、病院や施設でのケース会議への参加、出張相談、時には死後事務対応に飛び回っております。

私は、後見業務専門の弁護士になってますます、法律的に困っているにもかかわらず弁護士のもとへたどり着けていない方々が、まだまだ埋もれていることを強く実感しています。もちろん、たった一人の弁護士で事件の解決をすることはできませんが、岡山パブリック法律事務所の力強いスタッフ及びたくさんの方の支援者の方と協力して、少しでもご本人のお役に立てることは、弁護士として大きな喜びです。

4. 岡山パブリック法律事務所 後見センター設立に向けて

平成25年4月、岡山パブリック法律事務所には、後見専門の弁護士を1名配置しました。しかしながら、月5～10件の後見等事件の受任依頼を専門とはいえ弁護士がたった一人に対応することは不可能です。また、とりわけ津山支所管内を除く岡山県南地区には、社会福祉士は2名しかおらず、担当案件の急増に伴い、定期訪問の外、突発的対応や死後対応まで求められる身上監護を十分に行うには困難な状況となっています。

そのため、虐待案件、経済的困難案件、債務整理等、ニーズが多様化する中で、迅速・適切な対応をするため、岡山パブリック法律事務所では、これまでのノウハウを利用して、高齢者・障がい者の問題を専門的に取扱う部署（仮称：成年後見センター）の立上げ準備をしています。

ご本人のために何でもやろうという熱い想いを抱えたスタッフが、これまでの法律事務所という概念にとらわれず、様々なニーズに応えられるサービスを提供できることと思います。楽しみにしていて下さい。



社会福祉士による身上監護とは

社会福祉士 しんみょう まさ き
新名 雅樹

はじめに

当事務所では多数の成年後見事件（後見、保佐、補助人）を受任しています。成年後見人の職務には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」というものがあります。当事務所の社会福祉士は主にこの身上監護業務に関わっています。実際には社会福祉制度や福祉サービス利用の検討や契約、利用の支援を行い、生活上の日常的なサポートを行っています。しかし、本来「身上監護」とは何でしょうか？

1. 身上監護とは

身上監護に関して、民法では「その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」とする「身上配慮義務」（民法858条）の定めがあり、さらに、「本人の意思尊重」についても定められています。しかし、「状況に配慮する」とか、「意思の尊重」といっても大変抽象的な表現です。一体、後見人は被後見人の方にどのようなサポートすれば、「本人の意思尊重」がなされ、「心身の状態、生活の状況に配慮」することができるのでしょうか？

2. 社会福祉士の考える「本人の意思尊重」

まず、本人の意思尊重ですが、社会福祉の観点、例えば社会福祉士は専門職の倫理責任として以下のことを挙げています。

- ・ 社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。（説明責任）
- ・ 社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。（利用者の自己決定の尊重）

倫理責任というのは、一個人ではなく専門職として職務を遂行する場合、最も基本的な行動のルールに責任を持つことです。当事務所の社会福祉士であってもこうした基本ルールに基づいて後見業務を行います。

成年後見制度を利用される方は、障がいや疾患により、社会生活上での様々な判断や決定が単独では難しいことが多い状態です。ともすればその方の親族や第三者の意見、判断が優先されることとなり、本当にその本人が望んでいる生活が実現できないことがあります。そうした場合に、社会福祉士の立場で関わる場合、まず本人の望むことや選択がどのようなことであるのか、といったことを最も大切にします。もちろん、それが反社会的行為や犯罪、命を失うような選択であった場合、そのまま尊重するわけではありません。

しかし、被後見人等の方の希望や暮らしに関する発言を最大限聴き取り、まずどのような暮らしをしていきたいのか、どんな将来を迎えたいのかをきちんと明らかにすることがとても重要になります。そして、その方自身も気付いていない自身の能力や、隠れている希望、実は話し合いをする中での新たな気づきなど、話し合いを繰り返す中で様々なその方の希望が見えてきます。そうして明らかになっていった希望や選択を最大限尊重することが「本人の意思尊重」と考えています。